

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市事務決裁規程（平成 9 年鈴鹿市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 4（第 5 条関係）				別表第 4（第 5 条関係）			
個別事務専決表				個別事務専決表			
課	事項	決裁 権者	合 議	課	事項	決裁 権者	合 議
略	略	略	略	略	略	略	略
保 険 年 金 課	(1) 略	略	略	保 険 年 金 課	(1) 略	略	略
	(2) 国民健康保険の被 保険者資格の取得喪失 及び資格確認書の更新 に関する事務	課長		保 険 年 金 課	(2) 国民健康保険の被 保険者資格の取得喪失	課長	
	(3) 国民健康保険の保 険給付に関する事務	課長		保 険 年 金 課	(3) 国民健康保険被保 険者証の更新	課長	
	(4)～(13) 略	略		保 険 年 金 課	(4)～(13) 略	略	
略	略	略		略	略	略	

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。